

気象警報発令時の対応について

米子松蔭高等学校

事前に連絡する場合を除き、次のように対応してください。

- 1 「特別警報」について
午前6時の時点で、米子市に発令されている場合は、その日を「臨時休校」とする。
- 2 「暴風警報」「暴風雪警報」について
 - (1) 午前6時の時点で、米子市に2の警報が発令されている場合は、「自宅待機」し、次のように行動する。
 - ① 午前8時の時点で、米子市に2の警報が発令が継続している場合は、「臨時休校」とする。
 - ② 午前8時の時点で、米子市における2の警報が解除された場合は、安全を確認して「登校」する。登校が難しい場合は、自宅に待機し、午前8時30分に学校（担任）に連絡し、その後の対応を相談する。
 - (2) 午前6時の時点で、米子市に2の警報が発令されていない場合は、
 - ① 午前6時から午前8時の間に米子市に2の警報が発令された場合は、次のア～ウのように行動する。
 - ア 自宅にいる場合は「自宅待機」とする。
 - イ 登校中の場合は、各自で安全を考え「帰宅」あるいは「登校」する。
 - ウ 警報を知らずに登校した場合は「教職員の指示」に従う。
 - ② 午前6時の時点で米子市には2の警報が発令されていないが、自分の住む地域または通学路に警報が発令されている場合は、次のア～ウのように行動する。
 - ア 保護者が安全を確認の上、登校は無理と判断した場合は、午前8時30分以降に学校（担任）へ連絡し、その後の対応を相談してください。
 - イ 遅刻、欠席の場合は公認扱いとします。
 - ウ 保護者が登校が可能と判断した場合は、十分に気を付けて登校する。
- 3 その他対応が必要な場合は、本校ホームページ及び緊急連絡メールでお知らせします。

- (注1) 発令状況はテレビ・ラジオ・気象庁ウェブページで確認してください。
- (注2) 登校後の警報については、安全を確認したうえで、下校を早めたり、遅らすことがあります。
- (注3) 臨時休校で、授業が欠けた場合は補充を行うことがあります。
- (注4) 臨時休校は、重大な災害による登下校上の危険回避が目的のため、生徒は自宅にて学習をしてください。また、必要に応じて、危険の無い範囲で家の手伝いをしてください。
- (注5) 該当の気象警報発令時には上の対応をとってください。多数の問い合わせにより、学校の電話はつながりにくくなる場合があります。